

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	保育施設の入所調整等事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗原市は、保育施設の入所調整等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

栗原市長

## 公表日

令和4年2月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育施設の入所調整等事務
②事務の概要	児童福祉法に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収を行っており、特定個人情報保護ファイルは、これらの事務に使用している。
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
入所調整ファイル、保護措置等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栗原市市民生活部子育て支援課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-2360
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栗原市市民生活部子育て支援課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-2360

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月18日	I 1③システムの名称	保育料システム	収納システム		
平成29年12月22日	I 1③システムの名称	収納システム	子ども・子育てシステム 収納システム	事後	子育てOSS利用開始に伴う変更
平成29年12月22日	I 2特定個人情報ファイル名	保育の実施又は費用徴収情報ファイル	保育の実施ファイル、保育費用徴収情報ファイル	事後	
平成29年12月22日	I 5②所属長	子育て支援課長 大槻 博文	子育て支援課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(項目なし)	(項目の追加)	事前	評価書様式更新に伴うもの
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成27年11月1日時点	令和元年10月1日時点	事前	令和元年のPIA更新に伴うもの
令和1年11月1日	I 1③システムの名称	子ども・子育てシステム、収納システム、みやぎ電子申請サービス(電子申請システム)	子ども子育て支援システム、収納消込システム、子育て施設等利用給付システム、みやぎ電子申請サービス(電子申請システム)	事後	幼児教育・保育の無償化に伴う変更
令和4年2月1日	評価書名	保育の実施又は費用徴収に関する事務	保育施設の入所調整等事務	事後	
令和4年2月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	栗原市は、保育の実施又は費用徴収に関する事務における	栗原市は、保育施設の入所調整等事務における	事後	
令和4年2月1日	I 1①事務の名称	保育の実施又は費用徴収に関する事務	保育施設の入所調整等事務	事後	
令和4年2月1日	I 1③システム名称	子ども子育て支援システム、収納消込システム、子育て施設等利用給付システム、みやぎ保育の実施ファイル、保育費用徴収情報ファイル	(項目なし)	事後	事務の移行漏れのため
令和4年2月1日	I 2特定個人情報ファイル名	保育の実施ファイル、保育費用徴収情報ファイル	入所調整ファイル、保護措置等情報ファイル	事後	
令和4年2月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の9、10、11、12、15の項	番号法第19条第8号 別表第二の13の項	事後	
令和4年2月1日	II 1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人未満	事後	
令和4年2月1日	II 1対象人数 計数日	令和1年10月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	